

要求水準書

1 件 名

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 さいたま市開催種目実施設計業務

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

4 予算の上限額

8,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 目 的

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 のさいたま市開催 5 種目について、会場設営・運営等に関する計画を立案する。

（参考）ねんりんピック彩の国さいたま 2026

○開催日程：令和 8 年 11 月 7 日（土）～ 10 日（火）

○想定会場・参加予定人数（下表のとおり）

競技	想定会場	参加予定人数
テニス	大宮第二公園テニスコート （さいたま市大宮区寿能町 2 丁目 405）	612
サッカー	埼玉スタジアム 2002 第 2・第 3・第 4 グラウンド （さいたま市緑区美園 2 丁目 1） 駒場運動公園 競技場・補助競技場 （さいたま市浦和区駒場 2 丁目 1-1） レッズランド（2 面） （さいたま市桜区下大久保 1771） 与野八王子サッカーグラウンド （さいたま市中央区八王子 4 丁目 1） 堀崎公園 （さいたま市見沼区堀崎町 12-1）	1,200
なぎなた	さいたま市記念総合体育館 （さいたま市桜区道場 4 丁目 3-1）	350
軟式野球	さいたま市営大宮球場 （さいたま市大宮区寿能町 2 丁目 519） 岩槻川通公園野球場 （さいたま市岩槻区長宮 825-5 川通公園内） さいたま市営浦和球場 （さいたま市浦和区元町 1 丁目 29-10）	全体：640 （内 さいたま市） 480

競技	想定会場	参加予定人数
俳句	[大会会場]市民会館おおみや (さいたま市大宮区大門町2丁目118)	募集句：制限なし 当日句：600
	[吟行会場] 武蔵一宮氷川神社 (さいたま市大宮区高鼻町1丁目407) 大宮公園 (さいたま市大宮区高鼻町4丁目)	

○監督会議の予定会場

名称	会場	種目名
浦和コミュニティセンター	多目的ホール (400席)	テニス
	第15集会室 (132席)	サッカー
	第13集会室 (90席)	なぎなた
	第14集会室 (72席)	軟式野球

6 業務内容

以下の各業務について、会場や競技の特性に応じて想定される課題（荒天時や傷病者発生時の対応を含む）と解決方針を提案すること。また、業務全般を履行するための効率的かつ実現可能な業務スケジュール及び業務実施体制を提案すること。

(1) 交流大会等実施計画の作成

以下の内容を盛り込んだ実施計画書を作成することを念頭に、競技ごと及び会場ごとに想定される課題と解決方針を提案すること。

- ① 競技会場全体として歓迎おもてなしの統一感を持つよう、運営に関し留意する点を記載すること
- ② 競技会場全体図、競技会場設計配置図、練習会場設計配置図（設定されている場合）、会場周辺図及び開始式・表彰式配置図をそれぞれ作成すること。なお、競技会場全体図においては、会場の装飾配置を、会場周辺図においては、周辺の施設等も表示し、会場への交通動線を考慮した内容とすること。
- ③ 仮設物（テントをはじめとする追加設備等）の配置図及び設計図面並びに仮設物に係る業務の工程表を作成すること。なお、計画にあたっては、必要に応じ、計画内容での設営の可否を関係機関に確認すること。

また、屋外に設置する仮設物は、天候による影響を十分に考慮すること。

- ④ 運営上必要な諸室の配置計画及び各諸室の仕様並びにレイアウト計画を作成すること。
なお、大会運営関係者の休憩等で必要と想定される諸室等を適宜盛り込むこと。

⑤ 動線、ゾーニング計画

選手・監督、競技役員等並びに一般観覧者（車椅子利用者含む。）それぞれについて、下記ア～エに留意して会場内外の動線及びゾーニングを計画の上、色分けして作成すること。また、お成りの際の対応策も併せて付記すること。

なお、施設の一般利用等が想定される会場（大宮第二公園、さいたま市記念総合体育館、市民会館おおみや、武蔵一宮氷川神社、大宮公園、浦和コミュニティセンター）については、他の利用客や施設運営に支障をきたさない動線、ゾーニング計画とすること。

ア 競技・式典

競技の特性を十分に理解し、競技・式典等を円滑に行うことが可能な内容の動線、ゾーニング計画を記載すること。なお、動線、ゾーニングには、以下のことに配慮するこ

- と。
- a 会場周辺通行客・車両等の安全確保、緊急車両の走行に必要なスペースの確保
 - b 参加者の年齢層を考慮した休憩スペース等の確保
 - c 選手・監督、出店者、その他大会関係者、及び観覧者等の駐車計画
 - d 雨天における対策
- イ おもてなしコーナー
さいたま市らしさを十分に活かしたふるまい料理やドリンクの提供が可能な内容の動線、ゾーニング計画とすること。
- ウ 物産品の紹介・販売
さいたま市の特産品等を活用し、さいたま市の魅力を発信する場として物産品の紹介が可能な内容の動線、ゾーニング計画とすること。
- エ 健康づくり教室
高齢者等に適した運動方法や健康管理等の意識を啓発できる健康チェックや健康相談のできる場、及びストレッチやマッサージなどで選手等の疲れを解消する場の提供が可能な内容の動線、ゾーニング計画とすること。
- ⑥ サイン計画
競技会場等及び周辺の看板（歓迎装飾・誘導サイン）等において安全で分かりやすいサイン計画を記載すること。
- ⑦ 会場警備計画
駐車場の車両誘導員を含めた会場の警備計画を記載すること。ただし、警備業法に基づく警備業の認定を受けた者から助言を得て適正に記載すること。
- ⑧ 消防・防災計画
施設が定めるマニュアル等をもとに緊急時の避難経路等の消防・防災計画（連絡体制等）を記載すること。
- ⑨ 業務実施体制等
ア 開催年度における各競技会場の開催準備から終了に至る一連の業務に係る実施体制を記載した組織図（責任者、人員配置）を記載すること。
イ 開催年度における競技等の開催準備から終了に至る一連の業務について、市実行委員会と会場設営請負者の業務分担を記載すること。
- ⑩ 業務スケジュール
開催年度における各競技会場の開催準備から終了に至る一連の業務スケジュールを記載すること。
- ⑪ 必要物品等
開催に際して、必要な物品（借用物も含む）等を考慮し記載すること。
- ⑫ 経費内訳
計画内容を実施するために必要とする経費について項目を分けて算定すること。
- ⑬ その他
ア 受託者は、市実行委員会、関係団体等と協議・調整しながら作成すること。
イ 受託者は、図や画像、表を用いて、分かりやすく記載すること。

7 成果品の提出

6(1)に係る交流大会等実施計画書について、下表のとおり成果品の提出を求めるので、これを念頭に業務スケジュール及び事業実施体制を提案すること。

ア 紙媒体

名称	納品時期	規格	提出部数
実施計画中間素案	令和7年9月30日まで	A3判横	10部
実施計画案	令和7年11月中旬 (詳細は別途連絡)	同上	10部
実施計画	令和8年1月30日まで	同上	10部
実施計画(概要版)	同上	同上	10部

イ 電子媒体（上記の内容のもの）

名称	納品時期	規格	提出部数
実施計画中間素案	紙媒体納品時期と同時	C D－R 等	3 部
実施計画案	同上	同上	3 部
実施計画	同上	同上	3 部
実施計画(概要版)	同上	同上	3 部

※電子媒体は、P D F 形式及び市実行委員会において編集可能な状態のもの(ワード・エクセル形式等)のデータをそれぞれC D－R 等に記録して納品すること。

※各成果物の提出に合わせ、計画内容を実施するために必要とする事業費について、項目を分けて費目ごとに詳細な内訳を記載した見積書を提出すること。

8 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含む。

(2) 委託料の支払

業務履行確認後、適法な支払請求を受けた日から30日以内に一括して支払うものとする。

(3) 再委託等について

- ① 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、事前に書面にて提出し、発注者の承認を得ること。

(4) 業務の履行に関する措置

- ① 発注者は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、発注者に書面で提出するものとする。
- ③ 業務に不履行があった場合、発注者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とする。

(6) 個人情報の取り扱い

本業務において取得することになった個人を特定できる個人情報については、その秘密を外漏へ漏らしてはならない。業務終了後も同様とし、この業務に携わる従事者全員に徹底させること。また、業務の履行において、別紙「個人情報取扱特記仕様書」を順守すること。

(7) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令を遵守すること。

9 その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、受託者と発注者が打合せを行いながら進めていくこととなるため、打合せの実施、議事録及び図面の作成、修正が可能な体制を整えること。
- (2) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議のうえ、変更することがある。
- (3) 成果物の帰属等について、会場設営・運営業務実施計画、予算計画書及び本事業に関する著作権（計画作成過程で作られた素材等の著作権を含む。）その他の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。